

愛知県常滑市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [常滑市協議書抜粋]

本市では（中略）国内外問わず、観光やビジネスによる人の往来に期待が出来る状況となってまいりました。

しかしながら、せっかくの来訪者を地域経済の活性化や市の成長につなげられておらず、次のような課題が洗い出されました。

- （１）空港島から市街地への回遊性に課題があることから、アクセス改善が必要
- （２）観光スポットや市内飲食店における稼働時間、多言語化対応など受入体制拡充が必要
- （３）これら課題解決を一般財源で行うには、市の財政規模に対して負担が大き過ぎる

この課題に対応していくため、宿泊税の導入について、令和５年７月から「常滑市宿泊税検討委員会」を設置して検討を行い、課税要件、宿泊税の使途、導入までの取り組み、基金の設置等について提言がなされました。

また、宿泊事業者に対して説明会やヒアリングを行い、「常滑市宿泊税条例」及び「常滑市宿泊税基金条例」を令和６年３月定例会に上程し、同年３月22日に可決されました。

（中略）

宿泊税の導入により、市の振興策や観光資源の開発に必要な資金を確保することができ、好循環の加速につなげてまいります。また、市の雇用創出や地域経済の拡大にも寄与してまいります。

（中略）

以上の理由により、宿泊税の導入は市の持続的な発展や観光業の発展のために必要不可欠と考えます。公平な負担分担の確立や地域振興のための資金確保、そして持続的な観光推進の取り組みをしていくため導入するものです。

2. 概要

[常滑市協議書より]

課 税 団 体	愛知県常滑市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
税 収 の 使 途	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てる
課 税 標 準	課税客体への宿泊数
納 税 義 務 者	課税客体への宿泊者
税 率	1人1泊につき、200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）2億円
非 課 税 事 項	—
徴 税 費 用 見 込 額	（平年度）500万円
課 税 を 行 う 期 間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり

3. 同意要件との関係

常滑市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、常滑市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

常滑市宿泊税は、宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一人一泊につき200円という金額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

常滑市宿泊税は、常滑市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえない。

したがって、「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

常滑市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて(中略)宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。